

法務省大臣官房長
外務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省厚生労働審議官
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官
環境省大臣官房長
防衛省整備計画局長

オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監
参議院事務局庶務部長
国立国会図書館電子情報部長
最高裁判所事務総局情報政策課長
会計検査院事務総局次長
日本銀行理事

- 3 幹事会は、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 幹事会の庶務は、関係府省の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。